○国土交通省告示第千百二十四号

稚内空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　稚内空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　稚内空港内　北海道稚内市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成七年運輸省告示第七百四号を参照）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「六十カンデラ」を「五十カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年十一月十二日

○国土交通省告示第千百二十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

第一項の表大谷ＶＯＲの項を削り、同表青森ＶＯＲの項中「平成27年８月20日から平成27年11月11日まで供用休止」を「平成27年11月12日から供用再開」に改め、同表大館ＶＯＲの項中「平成27年８月20日から平成27年11月11日まで供用休止」を「平成27年11月12日から供用再開」に改め、同表鷹巣ＶＯＲの項を削り、同表雄山ＶＯＲの項の次に次のように加える。

山口上藺にＶＯＲ同じ	Ｎ33°56′Ｅ131°17′山口県宇部市	110.65	100な	しＹＵＥ	24時間	平成27年12月10日	山口ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第一項の表宇部ＶＯＲの項中「平成19年２月15日から供用再開」を「平成27年12月10日から平成28年３月30日まで供用休止」に改め、同表長崎ＶＯＲの項の次に次のように加える。

菊陽上藺にＶＯＲ同じ	Ｎ32°50′Ｅ130°52′熊本県菊池郡大津町	114.95	100な	しＫＹＥ	24時間	平成27年12月10日	菊陽ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第一項の表熊本ＶＯＲの項中「昭和48年８月16日」の次に「（平成27年12月10日から平成28年３月30日まで供用休止）」を加える。

第三項の表稚内ＩＬＳの項中「稚内空港及びその周辺」を「稚内空港内」に、

ミドルマーカー	75
アウターマーカー	75

を

ＤＭＥ	1,009	100

に改め、同表能登ＩＬＳの項中「平成27年８月20日から平成27年11月11日まで供用休止」を「平成27年11月12日から供用再開」に改め、同表松山ＩＬＳの項中

ローカライザー	109.3	10

を

ローカライザー	109.304 109.296	10 10

に、「139°」を「138°」に改める。

第四項の表大谷ＤＭＥの項を削り、同表青森ＤＭＥの項中「平成27年８月20日から平成27年11月11日まで供用休止」を「平成27年11月12日から供用再開」に改め、同表大館ＤＭＥの項中「平成27年８月20日から平成27年11月11日まで供用休止」を「平成27年11月12日から供用再開」に改め、同表鷹巣ＤＭＥの項を削り、同表雄山ＤＭＥの項の次に次のように加える。

山口上藺にＤＭＥ同じ	Ｎ33°56′Ｅ131°17′山口県宇部市	1,130	1.5な	しＹＵＥ	24時間	平成27年12月10日	山口ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表宇部ＤＭＥの項中「平成19年２月15日から供用再開」を「平成27年12月10日から平成28年３月30日まで供用休止」に改め、同表長崎ＤＭＥの項の次に次のように加える。

菊陽上藺にＤＭＥ同じ	Ｎ32°50′Ｅ130°52′熊本県菊池郡大津町	1,057	1.5な	しＫＹＥ	24時間	平成27年12月10日	菊陽ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表熊本ＤＭＥの項中「昭和48年８月16日」の次に「（平成27年12月10日から平成28年３月30日まで供用休止）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一項の表山口ＶＯＲの項を加える改正規定、同表宇部ＶＯＲの項の改正規定、同表菊陽ＶＯＲの項を加える改正規定、同表熊本ＶＯＲの項並びに第三項の表稚内ＩＬＳの項及び松山ＩＬＳの項の改正規定、第四項の表山口ＤＭＥの項を加える改正規定、同表宇部ＤＭＥの項の改正規定、同表菊陽ＤＭＥの項を加える改正規定並びに同表熊本ＤＭＥの項の改正規定は、平成二十七年十二月十日から施行する。

○国土交通省告示第千百二十六号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

題名を次のように改める。

航空情報を提供する場所等を定める告示

本則中「書面」の下に「、口頭（無線電話によるものを除く。）又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により提供する場所は、別表第一のとおりとし、航空情報を書面」を加え、「別表第一」を「別表第二」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

２　電磁的方法による航空情報の提供は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表第二を別表第三とし、別表第一航空情報センターの項を削り、同表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一

提供する場所	所在地
航空情報センター	千葉県成田市　成田国際空港内

附　則

この告示は、公布の日から施行する。